

# 木造住宅の耐震診断費補助のご案内

わが家の耐震性を  
確認しませんか

耐震診断費の  
一部を補助します



## 1 「府中市木造住宅耐震診断費補助制度」の概要

地震の際、住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅の所有者等が行う、一定の要件を満たす木造住宅（戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅）の耐震診断に要する費用の一部を補助する制度です。

なお、耐震診断に先立って、市への補助金交付申請が必要となります。

## 2 補助の対象となる建築物

市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）で、それぞれ下記の要件すべてに該当するものが対象となります。

- ・構造が木造在来軸組構法及び伝統的構法であること（ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除きます）。
- ・地階を除く階数が2以下であること。
- ・この耐震診断費補助事業による補助を受けていない住宅であること。

## 3 補助の対象となる方

所有者、居住者又は居住予定者であって、市税の滞納がない方が対象となります。

#### 4 据付金の交付対象となる耐震診断の内容

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて実施する耐震診断であって、市に登録した木造住宅耐震診断資格者が診断を行うものに限ります。

※木造住宅耐震診断資格者は「府中市木造住宅耐震診断資格者名簿」の登録者から選定していただきます。

#### 5 据付金の額

耐震診断に係る据付額は、耐震診断に要する経費（消費税を含む。）の3分の2（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、4万円が上限となります。

《 計算例 》

(ケース1) 耐震診断に要する経費が、50,000円の場合

①経費の3分の2の額は、

$$50,000 \text{ 円} \times 2 / 3 = 33,333 \text{ 円}$$

②1,000円未満の端数は切り捨てとなるため、

$$33,333 \text{ 円} \Rightarrow 33,000 \text{ 円}$$

③補助額の上限の4万円以下であるため、補助額は33,000円となります。

(ケース2) 耐震診断に要する経費が、80,000円の場合

①経費の3分の2の額は、

$$80,000 \text{ 円} \times 2 / 3 = 53,333 \text{ 円}$$

②1,000円未満の端数は切り捨てとなるため、

$$53,333 \text{ 円} \Rightarrow 53,000 \text{ 円}$$

③補助額の上限の4万円を超えるため、補助額は40,000円となります。

#### 6 申し込み方法

都市デザイン課にある「交付申請書（別記様式第7号）」に必要事項をご記入の上、お申込みください。申請書は市のホームページからダウンロードすることもできます。

- ※ 内容を審査の上、補助金交付の対象となった方には、「交付決定通知書」と併せて、補助申請に関する書類を送付いたします。
- ※ 事業の進捗に合わせて「実績報告書」、「請求書」などの書類を提出していただく必要があります。詳しくは、申請後、別途ご説明いたします。
- ※ 予定期数に達した時点で終了します。

#### 7 お問い合わせ

府中市 建設部 都市デザイン課 住宅政策係 電話（0847）44-9172